(趣旨)

- 第1条 この規則は、積丹町地域情報通信基盤施設の設置及び管理に関する条例(平成23 年条例第1号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。 (利用承認)
- 第2条 条例第7条の規定により事業の提供を受けようとする者は、事業の提供を受けようとする日の30日前までに積丹町地域情報通信基盤施設事業提供承認申請書(別記様式第1号)を町長に提出しなければならない。
- 2 町長は、前項の承認又は却下を決定したときは、積丹町地域情報通信基盤施設事業提供 承認(却下)通知書(別記様式第2号)により通知する。

(使用料の減免)

- 第3条 条例第14条の規定による使用料の減免の基準は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 事業の提供を受けている家屋が、地震、台風、津波及び水害等の天災、または、火災 により2分の1以上(当該家屋の床面積による)が損壊若しくは焼失したとき 免除
 - (2) 事業の提供を受けている家屋が、地震、台風、津波及び水害等の天災、または、火災により4分の1以上2分の1未満(当該家屋の床面積による)が損壊若しくは焼失したとき 5割減額
- 2 前項の減免を受けようとする者は、積丹町地域情報通信基盤施設使用料減免承認申請書 (別記様式第3号)を町長に提出しなければならない。
- 3 町長は、前項の申請書の提出があったときは、本人の承諾を得て実態調査を行い、減免 の決定又は却下を決定し、申請書を受理した日から30日以内に、積丹町地域情報通信基 盤施設使用料減免承認(却下)通知書(別記様式第4号)により通知する。

(身分証明書)

- 第4条 条例第15条第2項に規定する身分を示す証明書は、別記様式第5号による。 (施設利用の変更等の届出)
- 第5条 条例第16条第1項、第18条及び第20条第1項の規定による届出は、それぞれの行為をしようとする日の14日前までに積丹町地域情報通信基盤施設利用変更等届出書(別記様式第6号)を町長に提出しなければならない。
- 2 条例第16条第2項の規定により、端末設備等の設置場所を変更しようとする者は、当該行為をしようとする日の30日前までに積丹町地域情報通信基盤施設設置場所変更承認申請書(別記様式第7号)を町長に提出しなければならない。
- 3 町長は、前項の承認又は却下を決定したときは、積丹町地域情報通信基盤施設設置場所 変更承認(却下)通知書(別記様式第8号)により通知する。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

積丹町地域情報通信基盤施設事業提供承認申請書

							平成	年	月	日
	積丹町長		様							
			申請	者	住氏電話者	名				印
	積丹町地域情報通信基盤施設の設置及び管理に関する条例第4条の規定による事業の提供を受けたいので、同条例第7条により利用承認を申請します。 なお、分担金、使用料及びその他の施設使用に伴い必要となる費用については、指定のとおり納付します。									
	住民登録の有無 (事業所を除く)		請者が積丹町 している			录を] して	いない			
ļ	加入する建物の所存	生地 □	申請者の住他の場所(2	町)
	加入する建物の種	類					借家(一戸・工場・その			
	告知端末機登録番	号 67	桁の番号							
*										
	受付年月日 承記	忍年月日	工事依頼 月日・業者		工事等月日	完了年	台帳処理	1	使用料	通知
•	付記(分担金の発生	Eなど)		•						

積丹町地域情報通信基盤施設事業提供承認(却下)通知書

平成 年 月 日

様

積丹町長 印

平成 年 月 日付けで申請のあった積丹町地域情報通信基盤施設の設置及び管理 に関する条例第7条による事業の提供については、これを承認(却下)します。

(却下の場合の理由)

積丹町地域情報通信基盤施設使用料減免申請書

積丹町長様

 申請者 住 所
 氏 名
 印

 電話番号
 印

積丹町地域情報通信基盤施設の設置及び管理に関する条例第 14 条及び同条例施行規則第 3 条の規定により、使用料の減額(免除)を受けたいので申請します。

なお、本申請にあたり、積丹町が保管する私及び私の世帯員の住民基本台帳、固定資産及 び課税状況について閲覧し、調査することに同意します。

利用者氏名									
申請理由	原因となる	る天災等と	罹災の状況	₹.					
	続柄	氏	名	生	年月	日		年齢	職業
	本人			昭和・平成	年	月	Ħ		
				昭和・平成	年	月	H		
世帯構成				昭和・平成	年	月	H		
				昭和・平成	年	月	H		
				昭和・平成	年	月	Ħ		
				昭和・平成	年	月	Ħ		

積丹町地域情報通信基盤施設使用料減免承認(却下)通知書

様

積丹町長

印

平成 年 月 日付けで申請のあった、積丹町地域情報通信基盤施設使用料の減免については、次のとおり承認(却下)したので通知します。

(承認する場合)

利用者住所・氏名	住所
利用有住別・以名	氏名
減免の区分及び期間	□使用料の免除 (平成 年 月 日~平成 年 月 日)
	□使用料の5割減額(平成 年 月 日~平成 年 月 日)
留意事項	減免の理由に該当しなくなった場合は、速やかにその旨を申
笛息争块	し出てください。

(却下する場合)

			身	分	証	明	書			
第 号										
(ふりがな)									(写真貼付欄)	
氏 名										
生年月日										
上記の者は、	上記の者は、積丹町地域情報通信基盤施設の管理担当職員であることを証明する。									
平成	年	月	日							
							積	丹町	長	印

積丹町地域情報通信基盤施設利用変更等届出書

				平成	年	月	日
積丹町長	様						
	届出者	住	所				
		氏	名				印
		電話	番号				

積丹町地域情報通信基盤施設の利用等に変更が生じたので届け出ます。

変更事項	変更後の内容及び変更年月日					
□ 利用者名義	【変更前の名義】 【変更後の名義】 【変 更 年 月 日】平成 年 月 日					
□ 利用者住所	【変更前の住所】 【変更後の住所】 【変 更 年 月 日】平成 年 月 日					
□ 施設の利用休止**	【休止する年月日】 平成 年 月 日					
□ 施設の利用再開	【再開する年月日】 平成 年 月 日					
□ 施設の利用解除	【利用解除年月日】 平成 年 月 日					

※ 「施設の利用休止」後の「施設の利用再開」の際は、再開手数料の支払いが必要であることを了解しています。

※町記入欄

受付年月日	台帳処理	使用料通知 書処理	端末設備等 回収	再開手数料 通知書処理	付 記

積丹町地域情報通信基盤施設設置場所変更承認申請書

				平成	年	月	日
積丹町長	様						
	届出者	住	所				
		氏	名				印

電話番号

積丹町地域情報通信基盤施設端末設備の設置場所を変更したいので、積丹町地域情報通信基盤施設の設置及び管理に関する条例第16条第2項の規定により申請します。

変更後の内容及び変更年月日								
【変更前の設置場所】 【変更後の設置場所】								
【変更年月日】	平成	年	月	日				

※町記入欄

受付年月日	台帳処理	使用料通知 書処理	付 記

別記様式第8号(第5条関係)

積丹町地域情報通信基盤施設設置場所変更承認(却下)通知書

平成 年 月 日

様

積丹町長 印

平成 年 月 日付けで申請のあった積丹町地域情報通信基盤施設の設置及び管理 に関する条例第 16 条第 2 項による端末設備等の設置場所の変更については、これを承認(却下) します。

(却下の場合の理由)